

○常総衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例

〔令和2年3月30日
常総衛生組合条例第1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 常総衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年常総市条例第18号）の規定を準用する。ただし、同条例第17条については、準用しないものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。